

# こんな相談がありました

## 税務調査の中止を申し入れ

9月以降の調査は個人3名です。このうち2名の方の税務調査の中止を吹田税務署へ求めました。1名は税理士にお願いしているものの、税務調査の対応は民商でやりたいたいと言う方です。税務署や市役所への滞納税額を借金で全額返済した直後に調査が発生しました。心身ともに疲労がたまり税務調査に耐えられる状況ではないと実情を訴えて中止を求めました。税務署は実情を考慮して「延期する」と回答してきました。

もう1名は、昨年分の消費税の申告を忘れたために調査になった方です。実情は経営も暮らしも税務調査に耐えられるものではありません。本人と支部役員、事務局との対策会議で、商売に全力投球できる環境が必要と判断。忘れていた消費税の申告を行い、新たに発生する消費税の納税の猶予申請も行い、税務調査の中止を求めました。

## 国税と国保料の分納相談会

9月から民商の事務所前で事前に時間をかけて実情をお聞きして、税務署や市役所で相談するようにしています。11月5日の国税相談会には6名、6日の国保相談会には4名が参加しました。この方々は10月29日の事前相談会に参加された皆さんです。税務署員や国保室の職員の方にも自分の実情を今まで以上に詳しく話ができ、相談に来て

いる会員さんも、立ち会っている役員や事務局員も、時間はかかるけれど丁寧に対応できるため、今までよりもやり易くなったと感想を語っています。

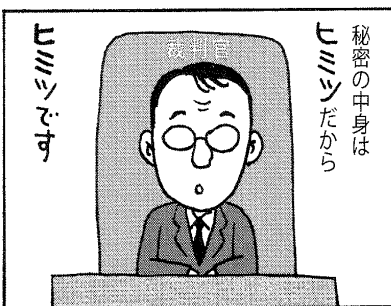
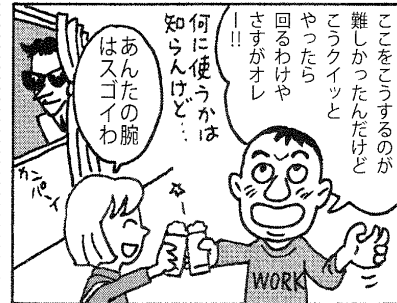
民商では、今、事業計画書を作成して、商売を目的、意識的に取り組む運動を始めています。厳しい状況だからこそ、知恵を出して、前向きに取り組む必要があります。20日から始まる連続講座にも参加しましょう。

\* 税務署や市役所からの文書は放置してはいけません！自宅を差し押さえられる直前でした。税金を滞納して、税務署との約束どおり支払いができていませんでした。そこに、何度も税務署から文書が来ていました。税務署員が店に来たこともあり。差押予告通知がきてビックリ。民商に連絡して、分納することで話し合いができました。民商は毎月、税務署や市役所と相談会を行っています。民商に気軽に相談してください。

## 労働保険の手続き

10月の労働保険相談は14社からありました。労働者を新規に雇い入れた手続きが2社、労働者が辞めた手続きが6社、高齢者雇用継続給付申請が2社などです。幸いにして労働災害はありませんでした。新たに労働保険に加入された事業所は10月に1社、11月1日に1社ありました。民商には労働保険の事務組合があり、事務の代行を行っています。詳しくは事務局へお尋ねください。

# 秘密保護法を廃案に！



その実態は...  
とことん秘密法

その実態は...  
情報かくし法

その実態は...  
お喋り弾圧法

会費集金は会員の心をあつめめる活動です 毎月10日までには集めましよう  
商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましよう